

地方公営企業の設置等に関する条例の準則について

(昭和四十一年八月二十日 自治企一第二号)
各都道府県知事、六大大市長宛自治省財政局長通知

改正 昭和六十一年五月三十日自治企一第六十三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）の一部改正および地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号。以下「令」という。）の一部改正に伴い、地方公営企業の設置等に関する条例の準則（別紙第一および第二）を別添のとおり送付するので参考とされたい。

なお、これらの準則は水道事業および病院事業に例をとっているが、各地方公共団体においては、下記事項に留意のうえ、その事業の種類、規模、業務執行等具体的な事情に応じて適宜必要な修正を加える必要があるため念のため申し添える。

おつて、貴管下市町村に対してこの旨通知のうえよろしくご指導願いたい。

記

1 一般的事項

(1) 水道事業の設置等に関する条例準則は法の規定の全部を適用する事業についての、病院事業の設置等に関

する条例準則は財務規定等を適用する事業についての準則であること。

(2) 二以上の事業を経営する場合には、当該事業を通じて一の条例を設けることはさしつかえないものであること。

(3) 必要に応じ料金に関する事項等をこの条例中に規定し、または事項ごとに分離して別個の条例とすること。はさしつかえないものであること。

2 個別事項

(1) 経営の基本について（水道準則第二条および病院準則第二条）

給水人口、病床数等企業の規模については、条例制定の際既に具体化している計画の完了後における規模を定めるものであること。

(2) 重要な資産の取得及び処分について（水道準則第四条および病院準則第三条）

予定価格（見積価格）の金額は、令別表の下欄に掲げる金額以上の額を当該企業の規模等を勘案して定めるものであること。

また、土地の面積については、令別表の上欄に定めるとおりとするものであること。

(3) 議会の同意を要する賠償責任の免除について（水道準則第五条および病院準則第四条）

賠償額の金額は、日常定型的に生ずる賠償責任に係る賠償額の金額を勘案のうえ、当該金額をこえる額とすることが適当であること。

- (4) 議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等について（水道準則第六条および病院準則第五条）
負担附きの寄附の金額等は、企業の規模に応じ、財政上相当の負担となると考えられる額以上の額とすることが適当であること。なお、審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停および仲裁については、当該企業の実情により、特に事案の複雑なもので必要なものについて定めることが適当であること。
- (5) 業務状況説明書類の提出（作成）について（水道準則第七条および病院準則第六条）
地方公共団体の長は、この書類の提出を受けた（この書類を作成した）後遅滞なく公表しなければならないが、この公表は地方自治法第二百四十三条の三第一項の規定による一般部局に係る財政状況の公表の日と一致させて行なうことが適当であるから、この書類の提出（作成）の期限および状況説明の対象となる期間も、それぞれ一般部局に係る財政状況の場合に一致させて規定することが適当であること。
- (6) 管理者を置かない場合または二以上の事業を通じて一人の管理者を置く場合について（水道準則）
第三条（組織）の第一項として規定することが適当であること。また、既に単独条例を設けている場合には附則で当該条例を廃止する必要があること。
簡易水道事業とあわせて一の特別会計を設ける場合について（水道準則）

- 第三条（組織）の次に規定することが適当であること。また、施行については、原則として昭和四十二年一月一日から施行し、昭和四十二年度分の予算および決算から適用することとすべきであること。
- (8) 収入役に会計事務の一部を行なわせる場合について（病院準則）
ア 第四条（議会の同意を要する賠償責任の免除）の次に規定することが適当であること。
イ 「公金の収納および支払に関する事務」とは、自ら公金の収納および支払を行なうとともに、これに附随する事務を行ない、または公金の出納事務の一部を出納取扱金融機関に行なわせる場合において、当該出納取扱金融機関を支払人として小切手を振り出すこと等収納および支払に直接関連する事務をいうものであること。
ウ 「公金の保管に関する事務」とは、業務上必要な範囲において自ら公金を保管し、または保管のために現金を出納取扱金融機関等に預け入れ、若しくは預金種目を組み替える等保管に関する必要な事務およびこれに附随する事務をいうものであること。
エ 公金の出納および保管のほか、事務用消耗品等の一括購入を行なっている地方公共団体にあつては、これら一括購入に係るものの出納および保管に関する権限をも収入役に行なわせる旨を定めることができるものであること。
- (9) 収入役に会計事務及び決算を行なわせる場合につい

- て（病院準則）
ア 第四条（議会の同意を要する賠償責任の免除）の次に規定することが適当であること。
イ 出納その他の会計事務には、公金の出納および保管に関する事務のほか、物品の出納および保管に関する事務等が含まれるものであること。
ウ 決算に係る権限には、決算の予備手続としての実地たな卸の実施、決算整理記入等を含み、また、決算報告書または損益計算書等の財務諸表の作成に関する事務に係る権限を含むものであること。
（附則について）
（10） 公の施設の設置に関する条例、契約に関する条例等で改廃を要するものについても、この条例の附則で改廃を行なうことが適当であること。
- 別紙第一
何市（町村）水道事業の設置等に関する条例（準則）
（水道事業の設置）
第一条 生活用水その他の浄水を市（町村）民に供給するため、水道事業を設置する。
（経営の基本）
第二条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
2 給水区域は、何市（町村）の区域内とする。
3 給水人口は、〇〇人とする。

- 4 一日最大給水量は、〇〇立方メートルとする。
（組織）
第三条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第十四条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道部（課）を置く。
（重要な資産の取得及び処分）
第四条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が〇〇千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、一件〇〇平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。
（議会の同意を要する賠償責任の免除）
第五条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第四項の規定により水道事業の業務に従事する職員に賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が〇〇千円以上である場合とする。
（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等）
第六条 水道事業の業務に関し法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が〇〇千円以上の

もの及び法律上市（町村）の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が〇〇千円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第七條 管理者は、水道事業に関し、法第四十條の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに市（町村）長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- 一 事業の概況
- 二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむをえない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者はできるだけすみやかにこれを提出しなければならない。

〔管理者を置かない場合〕

第 条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十

〇年条例第〇〇号）

二 何市（町村）水道事業の業務の状況を説明する書類の提出に関する条例（昭和〇〇年条例第〇〇号）

〔現在財務規定等が適用されている場合〕

1 この条例中第一条、第二条、第四条から第六条まで及び附則第二項の規定は昭和四十二年一月一日から、第三条、第七条及び附則第三項の規定は同年四月一日から施行する。

2 昭和四十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する第四条の規定の適用については、同条中「法第三十三條第二項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十号）附則第二條第三項の規定により適用される法第三十三條第二項の規定により議会の議決を経」とする。

3 何市（町村）水道事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例（昭和〇〇年条例第〇〇号）は、廃止する。

〔新たに法の規定の全部が適用される場合〕

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

別紙第二

何市（町村）病院事業の設置等に関する条例（準則）

（病院事業の設置）

第一条 市（町村）民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

二号。以下「法」という。）第七條ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三號）第八條の二の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

（二以上の事業を通じて一人の管理者を置く場合）

第 条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二號。以下「法」という。）第七條ただし書の規定に基づき、水道事業及び工業用水道事業を通じて管理者一人を置く。

〔簡易水道事業とあわせて一の特別会計を設ける場合〕
（特別会計）

第 条 法第十七條及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三號）第八條の四の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

附 則

〔既に法の規定の全部が適用されている場合〕

1 この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。
2 昭和四十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する第四条の規定の適用については、同条中「法第三十三條第二項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十号）附則第二條第三項の規定により適用される法第三十三條第二項の規定により議会の議決を経」とする。

3 次に掲げる条例は、廃止する。

一 何市（町村）水道事業の組織に関する条例（昭和〇

（経営の基本）

第二条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

- 一 内科
- 二 外科
- 三 〇〇科

3 病床数は、次のとおりとする。

- 一 一般病床 〇〇床
- 二 結核病床 〇〇床
- 三 〇〇病床 〇〇床

（重要な資産の取得及び処分）

第三条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二號。以下「法」という。）第三十三條第二項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が〇〇千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については一件〇〇平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第四条 法第三十四條において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百四十三條の二第四項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の

免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が〇〇千円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第五条 病院事業の業務に關し、法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が〇〇千円以上のもの及び法律上市町村の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が〇〇千円以上のものとする。(業務状況説明書類の作成)

第六条 市(町村)長は、病院事業に關し、法第四十条の

第二項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日まで、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか病院事業の経営状況を明らかにするため市(町村)長が必要と認める事項

3 天災その他やむをえない事故により、第一項に定める

期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市(町村)長は、できるだけすみやかにこれを作成しなければならない。

〔収入役に会計事務の一部を行なわせる場合〕

(会計事務の処理)

第 条 法第三十四条の二ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、収入役に行なわせるものとする。

一 公金の収納又は支払に關する事務

二 公金の保管に關する事務

〔収入役に会計事務及び決算を行なわせる場合〕

(会計事務及び決算の処理)

第 条 法第三十四条の二ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、収入役に行なわせるものとする。

附 則

〔既に財務規定等又は財務規定等の一部が適用されている場合〕

1 この条令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

2 昭和四十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する第三条の規定適用については、同条中「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)」第三十三条第二項の規定により「予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百

二十号)附則第二条第三項の規定により適用される地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。第三十三条第二項の規定により議会の議決を経)とする。

3 何市(町村)病院事業の業務の状況を説明する書類の作成に關する条例(昭和〇〇年条例第〇〇号)は、廃止する。

〔新たに財務規定等が適用される場合〕

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。